

第2期決算公告

平成19年6月27日



山形県山形市旅籠町三丁目2番3号

株式会社きらやかホールディングス

代表取締役社長 澤井 誠介

連結貸借対照表（平成19年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	89,738	預 金	1,138,031
コールローン及び買入手形	20,000	譲 渡 性 預 金	1,100
商 品 有 価 証 券	15	コ ー ル マ ネ ー 及 び 売 渡 手 形	1,889
金 銭 の 信 託	100	借 用 金	6,571
有 価 証 券	209,926	外 国 為 替	15
貸 出 金	853,749	社 債	12,000
外 国 為 替	744	そ の 他 負 債	9,583
そ の 他 資 産	11,626	賞 与 引 当 金	21
有 形 固 定 資 産	32,353	役 員 賞 与 引 当 金	6
建 物	7,241	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	526
土 地	13,117	退 職 給 付 引 当 金	540
建 設 仮 勘 定	108	そ の 他 の 引 当 金	9
その他の有形固定資産	11,886	繰 延 税 金 負 債	95
無 形 固 定 資 産	4,664	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	3,364
ソ フ ト ウ ェ ア	2,803	負 の の れ ん	551
その他の無形固定資産	1,861	支 払 承 諾	12,030
繰 延 税 金 資 産	6,056	負 債 の 部 合 計	1,186,337
支 払 承 諾 見 返	12,030	（ 純 資 産 の 部 ）	
貸 倒 引 当 金	△ 22,842	資 本 金	10,000
投 資 損 失 引 当 金	△ 5	資 本 剰 余 金	12,501
		利 益 剰 余 金	12,216
		自 己 株 式	△ 561
		株 主 資 本 合 計	34,155
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 7,092
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 0
		土 地 再 評 価 差 額 金	4,540
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 2,552
		少 数 株 主 持 分	218
		純 資 産 の 部 合 計	31,821
資 産 の 部 合 計	1,218,159	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,218,159

連結損益計算書

平成18年4月 1日から

平成19年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	39,614
資金運用収益	24,723
貸出金利息	22,099
有価証券利息配当金	2,500
コールローン利息及び買入手形利息	66
預け金利息	5
その他の受入利息	51
役員取引等収益	11,320
その他の業務収益	347
その他経常収益	3,222
経常費用	48,615
資金調達費用	2,465
預金利息	1,485
譲渡性預金利息	41
コールマネー利息及び売渡手形利息	112
借入金利息	135
社債利息	310
その他の支払利息	380
役員取引等費用	7,947
その他の業務費用	342
営業経費	20,648
その他経常費用	17,212
貸倒引当金繰入額	11,691
その他の経常費用	5,520
経常損失	9,001
特別利益	2,618
固定資産処分益	25
償却債権取立益	508
厚生年金基金代行返上益	2,069
その他の特別利益	14
特別損失	872
固定資産処分損失	197
減損損失	238
その他の特別損失	436
税金等調整前当期純損失	7,254
法人税、住民税及び事業税	460
法人税等調整額	1,913
少数株主利益	136
当期純損失	9,764

連結財務諸表の作成方針

「子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。」

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 9社

会社名

株式会社殖産銀行

株式会社山形しあわせ銀行

エコーリース株式会社

しあわせファイナンス株式会社

殖銀カードサービス株式会社

しあわせユーシーカード株式会社

殖銀キャピタル株式会社

殖銀ビジネスサービス株式会社

山形ビジネスサービス株式会社

当社は、平成18年6月に、前連結会計年度末に当社の連結子会社であった殖銀カードサービス株式会社及びしあわせユーシーカード株式会社の全株式を取得し、両社を当社の完全子会社といたしました。

また、平成18年9月に、前連結会計年度末で当社の持分法適用関連会社であったエコーリース株式会社及び連結子会社であったしあわせファイナンス株式会社の両社は、株式交換により当社の完全子会社となりました。

なお、殖銀キャピタル株式会社は、当社の完全子会社である株式会社殖産銀行、殖銀カードサービス株式会社及びエコーリース株式会社による株式保有割合が高く、実質的に支配しているため、当社の連結子会社としております。

② 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 2社

会社名

株式会社東北バンキングシステムズ

株式会社エス・ワイコンピューターサービス

② 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

すべての連結される子会社及び子法人等の決算日は連結決算日(3月末日)と一致しております。

(4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(5) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

連結貸借対照表に関する注記

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
 - 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
 - デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
 - 銀行業を営む連結される子会社の有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|---------|
| 建 物 | 15年～50年 |
| 動 産 | 3年～15年 |
- その他の連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）及びリース期間定額法により償却しております。
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づく定額法により償却しております。
 - 社債発行費及び創立費は資産として計上し、社債発行費は3年間、創立費は5年間の均等償却をそれぞれ行っております。
 - 外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
 - 銀行業を営む連結される子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 15,743 百万円であります。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

11. 銀行業を営む連結される子会社の投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(追加情報)

投資に対する損失への対応を十分に図るため、当連結会計年度より投資損失引当金を計上しております。これにより経常費用が 5 百万円増加し、経常損失が 5 百万円増加し、税金等調整前当期純損失が 5 百万円増加しております。

12. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

13. 役員賞与引当金は、連結される子会社及び子法人等の一部について、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に属する額を計上しております。

(会計方針の変更)

従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第 4 号平成 17 年 11 月 29 日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ経常費用が 6 百万円増加し、経常損失が 6 百万円増加し、税金等調整前当期純損失が 6 百万円増加しております。

14. 役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

(会計方針の変更)

従来、役員退職慰労金は、支出時の費用として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第 4 号平成 17 年 11 月 29 日)の適用により、役員賞与が費用処理されることになったこと及び「租特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員慰労退職金引当等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証委員会報告第 42 号 昭和 57 年 9 月 21 日制定)が平成 19 年 4 月 13 日付改訂され、役員退職慰労金に係る会計処理が明確化され、同取扱いを当連結会計年度から早期適用することが可能となったことから、当連結会計年度より、内規に基づく連結会計年度末要支給額を役員退職慰労引当金に計上しております。

この変更に伴い、当連結会計年度発生額 90 百万円は経常費用に計上し、適用初年度の期首に計上すべき過年度相当額 436 百万円は特別損失に計上しております。

この結果、従来と同一の会計基準によった場合に比べ、経常費用が 90 百万円増加し、経常損失が 79 百万円増加し、税金等調整前当期純損失が 526 百万円増加しております。

15. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異

の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務

株式会社殖産銀行 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理

株式会社山形しあわせ銀行 発生年度において全額損益処理

数理計算上の差異

株式会社殖産銀行 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理

株式会社山形しあわせ銀行 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理

なお、株式会社殖産銀行の会計基準変更時差異（代行返上後 1,329 百万円）及び株式会社山形しあわせ銀行の会計基準変更時差異（代行返上後 2,191 百万円）については、15 年による按分額を費用処理しております。

（追加情報）

（1）株式会社山形しあわせ銀行は、退職給付における数理計算上の差異額の償却年数について、従来、平均残存勤務期間内の一定の年数（15 年）で償却しておりましたが、平均残存勤務期間が 15 年を下まわったため、償却年数を 13 年に変更しております。

この変更により経常費用が 27 百万円増加し、経常損失が 27 百万円増加し、税金等調整前当期純損失が 27 百万円増加しております。

（2）株式会社殖産銀行は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分の過去返上について、平成 18 年 9 月 1 日に厚生労働大臣から認可を受け、平成 19 年 5 月 14 日に国に返還額（最低責任準備金）の納付を行っております。

当連結会計年度における損益に与える影響額は、特別利益として 2,069 百万円であります。

16. クレジットカード業を営む連結される子会社において、債務者等から利息制限法の上限金利を超過して支払った利息の返還請求に備えるため、連結会計年度末において必要と認められる額を、利息返還損失引当金として計上し、「その他の引当金」に含めて表示しております。

（会計方針の変更）

「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会報告第 37 号 平成 18 年 10 月 13 日）に基づき、当連結会計年度より利息返還損失引当金を計上しております。この変更により、経常費用が 9 百万円増加し、経常損失が 9 百万円増加し、税金等調整前当期純損失が 9 百万円増加しております。

17. 当社並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

18. 銀行業を営む連結される子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下「業種別監査委員会報告第 24 号」という。）に規定する繰延へ

ッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別契約ごとに特定し、有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

19. 銀行業を営む連結される子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。
20. 当社並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
21. 当社の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 99百万円
22. 有形固定資産の減価償却累計額 39,491百万円
23. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,054百万円
24. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引の内容は以下のとおりであります。

(1) 借主側

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

	有形固定資産 (百万円)	無形固定資産 (百万円)	合 計 (百万円)
取得価額相当額	698	368	1,067
減価償却累計額 相当額	71	40	112
期末残高相当額	627	327	955

② 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	167百万円
<u>1年超</u>	<u>796百万円</u>
合 計	963百万円

③ 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額

支払リース料	123百万円
減価償却費相当額	112百万円
支払利息相当額	19百万円

④ 減価償却費相当額および利息相当額の算定方法

- ・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- ・リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については利息法によっております。

(2) 貸主側

① リース物件の取得価額、減価償却累計額および期末残高

	有形固定資産 (百万円)	無形固定資産 (百万円)	合 計 (百万円)
取得価額	21,172	921	22,093
減価償却累計額	10,970	448	11,418
期末残高	10,202	473	10,675

② 未経過リース料期末残高相当額

1年以内 4,020 百万円

1年超 7,904 百万円

合 計 11,925 百万円

③ 受取リース料、減価償却費

受取リース料 4,559 百万円

減価償却費 4,075 百万円

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

25. 貸出金のうち、破綻先債権額は 5,043 百万円、延滞債権額は 46,803 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

26. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 205 百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

27. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 15,371 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

28. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 67,422 百万円であります。

なお、25. から 28. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

29. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、950 百万円であります。

30. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより

受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 18,764 百万円であります。

31. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 14,579 百万円

その他 8,761 百万円

担保資産に対応する債務

預金 528 百万円

上記のほか、為替決済、共同システム等の取引の担保として、有価証券 38,023 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金権利金は 1,046 百万円であります。

32. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、銀行業を営む連結される子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 11 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める地価公示方法の規定により公示された価格、第 2 条第 3 号に定める土地課税台帳及び第 4 号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算等合理的な調整を行って算出

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △ 6,181 百万円

33. 社債には、劣後特約付社債 12,000 百万円が含まれております。

34. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 9,002 百万円であります。

35. 1 株当たりの純資産額 247 円 97 銭

「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 4 号平成 14 年 9 月 25 日）が平成 18 年 1 月 31 日付で改正され、会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、1 株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ 1 株当たりの純資産額は、1 銭減少しております。

36. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。以下 39. まで同様であります。

売買目的有価証券

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	15	0

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
社 債	8,370	8,412	42	93	51
その他	18,333	18,138	△ 195	60	256
合 計	26,703	26,550	△ 153	154	307

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株 式	13,129	13,014	△ 114	927	1,041
債 券	158,505	151,832	△ 6,673	3	6,676
国 債	144,605	138,177	△ 6,427	1	6,429
地方債	164	162	△ 1	0	1
社 債	13,735	13,491	△ 243	0	244
その他	7,270	7,137	△ 132	49	182
合 計	178,905	171,985	△ 6,920	979	7,900

なお、上記の評価差額から繰延税金負債100百万円を差し引いた額△7,021百万円のうち少数株主持分相当額71百万円を控除した額△7,092百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当連結会計年度における減損処理額は、株式 301 百万円であります。

また、当該有価証券の減損処理にあたっては、個々の銘柄について連結会計年度末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合はすべて実施しており、30%以上50%未満の下落率の場合は、発行会社の業況や過去一定期間の時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められないと判断されるものについて実施しております。

37. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	134,694	1,947	788

38. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)
満期保有目的の債券	
非公募事業債	1,733
その他の有価証券	
非上場株式	1,544
非公募転換社債	7,961

39. その他の有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超5年以 内 (百万円)	5年超10年以 内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	2,757	36,534	37,964	92,617
国債	—	18,839	26,700	92,617
地方債	61	9	91	—
社債	2,695	17,685	11,171	—
その他	346	7,123	10,003	4,106
合計	3,103	43,657	47,967	96,723

40. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含 まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	100	—

41. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は145,805百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが116,020百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

42. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△ 15,489	百万円
年金資産（時価）	10,496	
<hr/>		
未積立退職給付債務	△ 4,992	
会計基準変更時差異の未処理額	2,831	
未認識数理計算上の差異	2,533	
未認識過去勤務債務（債務の減額）	3	
<hr/>		
連結貸借対照表計上額の純額	375	
前払年金費用	915	
退職給付引当金	△ 540	

43. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	4,916	百万円
貸倒引当金	9,617	百万円
退職給付引当金	215	百万円
減価償却の償却超過額	332	百万円
株式等償却否認額	29	百万円
その他	△ 1,422	百万円
繰延税金資産小計	13,688	百万円
評価性引当額	△ 7,631	百万円
繰延税金資産合計	6,056	百万円
繰延税金負債	△ 95	百万円
繰延税金資産の純額	5,961	百万円

44. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から以下のとおり表示を変更しております。

（1）「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等および少数株主持分に区分のうえ表示しております。

なお、当連結会計年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は31,603百万円であります。

（2）純額で「繰延ヘッジ損失」（又は「繰延ヘッジ利益」として「その他資産」（又は「その他負債」）に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。

- (3) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
- (4) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。
- (5) 「動産不動産」については、「有形固定資産」「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。

① これにより、従来の「動産不動産」中の「建物土地動産」については、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他有形固定資産」として、また「建設仮払金」については「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。

また、「動産不動産」中の保証金権利金のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」に、保証金は、「その他資産」として表示しております。

② 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。

45. 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（企業会計基準第1号平成14年2月21日）および「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日）が平成17年12月27日付および平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準および適用指針を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

46. 「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会平成15年10月31日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号平成17年12月27日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号平成17年12月27日）が平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から各会計基準および同適用指針を適用しております。

当連結会計年度に実施した企業結合の内容は以下のとおりであります。

- (1) リース業を営む結合当事企業（2社）の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

結合当事企業の名称	エコーリース株式会社	しあわせファイナンス株式会社
主な事業の内容	リース業	リース業
企業結合の法的形式	共通支配下の取引	共通支配下の取引
結合後企業の名称	エコーリース株式会社	しあわせファイナンス株式会社
取引の目的を含む取引の概要	当社はリース業務を戦略上の重要部門と位置づけており、経営の機動性の向上と連結子会社相互のシナジー効果の追求を目的とし、株式交換により、平成18年9月1日付で両社の全株式を取得し完全子会社といたしました。	

- (2) クレジットカード業を営む結合当事企業（2社）の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

結合当事企業の名称	殖銀カードサービス株式会社	しあわせユーシーカード株式会社
主な事業の内容	クレジットカード業	クレジットカード業
企業結合の法的形式	共通支配下の取引	共通支配下の取引

結合後企業の名称	殖銀カードサービス株式会社	しあわせユーシーカード株式会社
取引の目的を含む取引の概要	当社はクレジットカード業務を戦略上の重要部門と位置づけており、経営の機動性の向上と連結子会社相互のシナジー効果の追求を目的とし、両社の全株式を連結子会社を含む各株主との株式譲渡契約により買取り、平成18年6月16日付で両社を完全子会社といたしました。	

(3) リース業を営む2社の再編に際して実施した会計処理の概要

①共通支配下の取引

・個別財務諸表上の会計処理

連結子会社から当社が取得した、エコーリース株式及びしあわせファイナンス株式については、みなし取得日であるエコーリース株式会社及びしあわせファイナンス株式の中間会計期間末（平成18年9月30日）の前日における適正な帳簿価額による純資産額を基に取得原価を算定し、関係会社株式として計上するとともに、同額を資本準備金として計上しております。

・連結財務諸表上の会計処理

共通支配下の取引は、内部取引として消去しております。

②少数株主との取引

・個別財務諸表上の会計処理

エコーリース株式会社及びしあわせファイナンス株式の少数株主から当社が追加取得した、エコーリース株式及びしあわせファイナンス株式については、当該株式の対価として交付した当社株式の時価を基に算出した価額に付随費用を加算した額をもって取得原価を算定し、関係会社株式として計上するとともに、付随費用を除いた額を資本準備金に計上しております。

・連結財務諸表上の会計処理

少数株主から追加取得した株式に対応する持分を少数株主持分から減額し、追加取得により増加した当社の持分を、追加取得した株式の取得原価と相殺消去し、追加取得持分と取得原価との間に生じた差額は、のれんとして処理しております。

(4) クレジットカード業を営む2社の再編に際して実施した会計処理の概要

①共通支配下の取引

・個別財務諸表上の会計処理

連結子会社から当社が取得した、殖銀カードサービス株式及びしあわせユーシーカード株式については、株式譲渡価額に付随費用を加算した額をもって取得原価を算定し、関係会社株式として計上しております。

・連結財務諸表上の会計処理

共通支配下の取引は、内部取引として消去しております。

②少数株主との取引

・個別財務諸表上の会計処理

殖銀カードサービス株式会社及びしあわせユーシーカード株式の少数株主から当社が追加取得した、殖銀カードサービス株式及びしあわせユーシーカード株式については、株式譲渡価額に付随費用を加算した額をもって取得原価を算定し、関係会社株式として計上しております。

・連結財務諸表上の会計処理

少数株主から追加取得した株式に対応する持分を少数株主持分から減額し、追加取得により増加した当社の持分を、追加取得した株式の取得原価と相殺消去し、追加取得持分と取得原価との間に生じた差額は、のれんとして処理しております。

(5) 子会社株式の追加取得に関する事項

①エコーリース株式会社の株式の取得原価及びその内訳

取得の対価	株式	1,297 百万円
取得に直接要した支出	調査費用等	5 百万円
取得原価	合計	1,302 百万円

②しあわせファイナンス株式会社の株式の取得原価及びその内訳

取得の対価	株式	53 百万円
取得に直接要した支出	調査費用等	5 百万円
取得原価	合計	58 百万円

③殖銀カードサービス株式会社の株式の取得原価及びその内訳

取得の対価	株式	366 百万円
取得に直接要した支出	調査費用等	2 百万円
取得原価	合計	369 百万円

④しあわせユーシーカード株式会社の株式の取得原価及びその内訳

取得の対価	株式	513 百万円
取得に直接要した支出	調査費用等	2 百万円
取得原価	合計	516 百万円

⑤株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数及びその評価額

・エコーリース株式の株式交換で交付した当社株式の種類及び交換比率

普通株式 当社 1：エコーリース株式会社 92

・しあわせファイナンス株式の株式交換で交付した当社株式の種類及び交換比率

普通株式 当社 1：しあわせファイナンス株式会社 142

・エコーリース株式会社の株式1株、しあわせファイナンス株式会社の株式1株に対して、それぞれ、当社の株式92株、142株を割当て交付いたしました。

・殖銀カードサービス株式会社及びしあわせユーシーカード株式会社の株式は株式譲渡契約による取得であります。

・交換比率の算定方法

第三者機関として、野村証券株式会社に調査を依頼したところ、同社は、当社の評価を市場株価平均法により行い、エコーリース株式会社及びしあわせファイナンス株式会社の評価はDCF法、類似会社比較法等を用いて、株式交換比率を算定いたしました。この比率を参考に当事会社間で協議し上記の株式交換比率を決定いたしました。

・交付株式数及びその評価額

当社の連結子会社が保有しているエコーリース株式に対する当社株式の交付について

交付株式数 1,223,600 株 評価額 一百万円

・少数株主保有のエコーリース株式に対する当社株式の交付について

交付株式数 2,456,400 株 評価額 849 百万円

・当社の連結子会社が保有しているしあわせファイナンス株式に対する当社株式の交付について

交付株式数 30,388 株 評価額 一百万円

- ・少数株主保有のしあわせファイナンス株式に対する当社株式の交付について

交付株式数 111,612 株 評価額 38 百万円

⑥発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

- ・負ののれん金額 619 百万円

- ・発生原因

リース会社 2 社及びカード会社 2 社の再編の際に実施した株式交換及び株式譲渡によって取得した子会社の純資産簿価に対する少数株主持分と、取得対価である株式時価に差額が生じたため、負ののれんが発生いたしました。

- ・償却の方法及び償却期間

5 年で均等償却

47. 連結自己資本比率（国内基準）は 7.47% であります。

連結損益計算書に関する注記

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純損失金額 77円9銭
3. 「その他経常収益」には、株式等売却益1,802百万円を含んでおります。
4. 「その他の経常費用」には、貸出金償却1,436百万円、債権売却損762百万円、取引先支援損730百万円及び株式等売却損572百万円を含んでおります。
5. 厚生年金基金代行返上益2,069百万円は、株式会社殖産銀行の厚生年金基金の代行返上に伴う最低責任準備額と確定返還額との差異額であります。
6. 「その他の特別損失」には、役員退職慰労引当金繰入額436百万円を含んでおります。なお、これは適用初年度の期首に計上すべき過年度相当額であります。
7. 当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

用途	種類	場所	金額
店舗	土地	山形県村山市	23
遊休	土地	山形県南陽市	5
遊休	土地	山形県南陽市	3
保養所	土地及び建物	山形県山形市	206
合計			238

上記の遊休資産としている土地については、今後の利用計画も無く、地価も著しく下落しているため、減損損失を認識いたしました。

営業用店舗については、それぞれを収益管理上の区分（エリアに属する店舗グループエリアに属しないそれぞれの店舗）ごとにグルーピングし、最小単位としております。また、遊休資産は、各資産を最小単位としております。本部、地区センター等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

保養所については、売却する方針であり、不動産鑑定評価書に基づく売却可能額と帳簿価額の差額について減損損失を認識いたしました。

それぞれの資産について投資額の回収が見込まれない場合に、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能額は正味売却価額であります。正味売却価額は、不動産鑑定評価書又は地価公示法により公示された価格等に基づいて時価の算定を行っております。

重要な後発事象に関する注記

1. 子会社である株式会社殖産銀行と株式会社山形しあわせ銀行の合併及び商号変更について

当社の完全子会社である株式会社殖産銀行、株式会社山形しあわせ銀行は、臨時株主総会に代え会社法第319条1項による総株主である当社の同意により、平成19年2月23日に株主総会決議があったものとみなした「合併契約書」に基づき、平成19年5月7日をもって合併し、商号を「株式会社きらやか銀行」に変更いたしました。

合併に関する事項の概要は次のとおりであります。

(1) 合併の目的

当社グループの経営資源の最適活用により、地域の皆様により良質で安定した金融サービスを提供するため。

(2) 財産の引継

合併期日において、株式会社殖産銀行が、株式会社山形しあわせ銀行の資産・負債及び権利義務の一切を引継ぎました。

なお、株式会社山形しあわせ銀行の平成19年5月6日の財政状態は次のとおりであります。

科目	金額（百万円）	科目	金額（百万円）
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	39,903	預金	570,329
コールローン	15,000	コールマネー	1,919
商品有価証券	101	借入金	6,000
有価証券	114,201	外国為替	1
貸出金	419,055	その他負債	2,407
外国為替	368	退職給付引当金	257
その他資産	4,312	役員退職慰労引当金	153
有形固定資産	13,563	再評価に係る繰延税金負債	2,047
無形固定資産	1,930	支払承諾	5,694
繰延税金資産	2,903		
支払承諾見返	5,694		
貸倒引当金	△ 9,664		
投資損失引当金	△ 5	負債の部合計	588,810
資産の部合計	607,364	差引正味財産	18,554

(3) 新会社の概要について

(平成 19 年 5 月 7 日現在)

商号	株式会社きらやか銀行
事業内容	銀行業
本店所在地	山形市旅籠町三丁目 2 番 3 号
代表者	取締役会長 澤井 誠介 取締役頭取 長谷川 憲治
資本金	7,700 百万円
経常収益	32,101 百万円 (注)
株主構成	株式会社きらやかホールディングス (100%)

(注) 経常収益は平成 19 年 3 月期の単純合算です。

2. 子会社であるエコーリース株式会社としあわせファイナンス株式会社の合併及び商号変更について

当社の完全子会社であるエコーリース株式会社、しあわせファイナンス株式会社は、臨時株主総会に代え、会社法第 319 条 1 項による総株主である当社の同意により、平成 19 年 1 月 17 日に株主総会決議があったものとみなした「合併契約書」に基づき、平成 19 年 4 月 1 日をもって合併し、商号を「きらやかリース株式会社」に変更いたしました。

合併に関する事項の概要は次のとおりであります。

(1) 合併の目的

当社グループの経営資源の最適活用により、地域の皆様により良質で安定した金融サービスを提供するため。

(2) 財産の引継

合併期日において、エコーリース株式会社が、しあわせファイナンス株式会社の資産・負債及び権利義務の一切を引継ぎました。

なお、しあわせファイナンス株式会社の平成 19 年 3 月 31 日の財政状態は次のとおりであります。

資産合計 5,574 百万円 負債合計 5,479 百万円

(3) 新会社の概要について

(平成 19 年 4 月 1 日現在)

商号	きらやかリース株式会社
事業内容	リース業
本店所在地	山形市七日町二丁目 6 番 3 号
代表者	代表取締役社長 庄司 正人 代表取締役副社長 高田 政憲
資本金	20 百万円
売上高	7,266 百万円 (注)
株主構成	株式会社きらやかホールディングス (100%)
従業員数	26 名

(注) 売上高は平成 19 年 3 月期の単純合算です。

3. 子会社であるしあわせユーシーカード株式会社と殖銀カードサービス株式会社の合併及び商号変更について

当社の完全子会社であるしあわせユーシーカード株式会社、殖銀カードサービス株式会社は、臨時株主総会に代え、会社法第319条1項による総株主である当社の同意により、平成19年1月17日に株主総会決議があったものとみなした「合併契約書」に基づき、平成19年4月1日をもって合併し、商号を「きらやかカード株式会社」に変更いたしました。

合併に関する事項の概要は次のとおりであります。

(1) 合併の目的

当社グループの経営資源の最適活用により、地域の皆様により良質で安定した金融サービスを提供するため。

(2) 財産の引継

合併期日において、しあわせユーシーカード株式会社が殖銀カードサービス株式会社の資産・負債及び権利義務の一切を引継ぎました。

なお、殖銀カードサービス株式会社の平成19年3月31日の財政状態は次のとおりであります。

資産合計 2,314 百万円 負債合計 1,842 百万円

(3) 新会社の概要について

(平成19年4月1日現在)

商号	きらやかカード株式会社
事業内容	クレジットカード業 保証業
本店所在地	山形市香澄町三丁目3番1号
代表者	代表取締役社長 帯谷 明義
資本金	30 百万円
売上高	1,291 百万円 (注)
株主構成	株式会社きらやかホールディングス (100%)
従業員数	14 名

(注) 売上高は平成19年3月期の単純合算です。

4. 第三者割当による募集株式発行について

当社は、平成19年6月27日開催の定時株主総会において、第三者割当による優先株式の有利発行について決議いたしました。募集株式の概要は以下のとおりであります。

(1) 株式の種類	株式会社きらやかホールディングス第I種優先株式(以下「本優先株式」という)
(2) 発行株式数	7,000,000 株
(3) 発行価額	1 株につき 1,000 円
(4) 資本組入額	1 株につき 500 円
(5) 発行価額の総額	7,000,000,000 円

(6) 資本組入額の総額	3,500,000,000 円
(7) 発行方法	第三者割当の方法により本優先株式の全株式を合同会社ジェイ・シー・シーに割り当てる。
(8) 資金の用途	当社の完全子会社である株式会社きらやか銀行への出資に充当する予定であります。
(9) 新規発行年月日	平成 19 年 9 月 10 日(月)

なお、本優先株式に関して、平成 19 年 5 月 28 日に臨時報告書および平成 19 年 5 月 30 日に臨時報告書に係る訂正報告書を関東財務局長に提出しております。

第2期決算公告

平成19年6月27日



山形県山形市旅籠町三丁目2番3号

株式会社きらやかホールディングス

代表取締役社長 澤井 誠介

貸借対照表（平成19年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	330	流動負債	325
現金及び預金	322	一年以内返済予定の 関係会社長期借入金	300
未収収益	7	未払金	5
繰延税金資産	0	未払費用	7
固定資産	61,764	未払法人税等	6
有形固定資産	0	未払消費税等	6
器具及び備品	0	固定負債	12,430
投資その他の資産	61,764	社 債	12,000
関係会社株式	49,764	関係会社長期借入金	430
関係会社長期貸付金	12,000	負債合計	12,756
繰延資産	30	（純資産の部）	
創立費	9	株 主 資 本	49,369
社債発行費	21	資 本 金	10,000
		資 本 剰 余 金	38,552
		資 本 準 備 金	38,552
		利 益 剰 余 金	853
		その他利益剰余金	853
		繰越利益剰余金	853
		自 己 株 式	△ 36
		純 資 産 合 計	49,369
資産合計	62,125	負債純資産合計	62,125

損益計算書 [平成18年4月 1日から
平成19年3月31日まで]

(単位：百万円)

科 目	金 額
営 業 収 益	1,178
受 取 配 当 金	788
受 入 手 数 料	390
営 業 費 用	331
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	331
営 業 利 益	847
営 業 外 収 益	311
受 取 利 息	311
そ の 他	0
営 業 外 費 用	349
支 払 利 息	14
社 債 利 息	310
創 立 費 償 却	3
社 債 発 行 費 償 却	21
そ の 他	0
経 常 利 益	809
税 引 前 当 期 純 利 益	809
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	11
法 人 税 等 調 整 額	1
当 期 純 利 益	796

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式は、移動平均法による原価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

器具及び備品 4年

3. 繰延資産の処理方法

創立費 毎期均等額（5年）を償却しております。

社債発行費 毎期均等額（3年）を償却しております。

4. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

6. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）

および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を当事業年度から適用しております。

当事業年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、49,369百万円であります。

7. 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（企業会計基準第1号 平成14年2月21日）

および「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第2号 平成14年2月21日）が平成17年12月27日付および平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準および適用指針を適用しております。これによる貸借対照表等に与える影響はありません。

8. 「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成17年12月27日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成17年12月27日）が平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から各会計基準および同適用指針を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

- 記載金額は、各科目ごとにそれぞれ百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有形固定資産の減価償却累計額 0 百万円
- 関係会社に対する短期金銭債権
預金 319 百万円
未収収益 7 百万円
- 関係会社に対する金銭債権
短期金銭債権 319 百万円
- 関係会社長期貸付金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸付金であります。
- 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。
- 貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については、リース契約により使用しております。

(損益計算書に関する注記)

- 記載金額は、各科目ごとにそれぞれ百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 関係会社との取引高
営業収益 1,178 百万円
営業費用 169 百万円
営業取引以外の取引高
営業外収益 311 百万円
営業外費用 14 百万円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

- リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

	器具及び備品 (百万円)	ソフトウェア (百万円)	合計 (百万円)
取得価額相当額	4	52	56
減価償却累計額 相当額	0	5	5
期末残高相当額	4	46	51

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	8 百万円
<u>1年超</u>	<u>43 百万円</u>
合計	51 百万円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額

支払リース料	5 百万円
減価償却費相当額	4 百万円
支払利息相当額	1 百万円

(4) 減価償却費相当額および利息相当額の算定方法

- ・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- ・リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社殖産銀行	所有 直接 100%	経営管理等	利息の受取(注)1	155	未収収益	3
				経営管理料の受取	195	—	—
子会社	株式会社山形しあわせ銀行	所有 直接 100%	経営管理等	利息の受取(注)1	155	未収収益	3
				資金の借入(注)2	880	関係会社長期借入金	730
				利息の支払	14	—	—
				資金の預入	319	現金及び預金	319
				経営管理料の受取	195	—	—
				貸事務所の賃貸料の支払	9	—	—
子会社	しあわせファイナンス株式会社	所有 直接 100%	経営管理等	リース料の支払	5	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸付金に関する受取利息であります。

2. 融資取引については、一般の貸出金と同様であります。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 380円12銭
- 1株当たり当期純利益 6円20銭